

(2) 1種免許状から専修免許状を取得する場合

所 要 資 格		* 経験年数別最低修得単位数	栄	別表6の2-2
授与を受けようとする免許状		栄養教諭専修免許状	注1 経験年数は、栄養教諭1種免許状取得後、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭として勤務した期間 注2 最低修得単位数は、栄養教諭1種免許状取得後に修得した単位とする。 注3 (1) 「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。 (2) 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「栄養に係る教育に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」を修得する。	
有することが必要な免許状		栄養教諭1種免許状		
経験年数 注1		3年		
最低修得単位数 注2	大学が独自に設定する科目 注3	15		